平成２３年（フ）第５９２２号
東京都葛飾区白鳥４丁目17―16―203
債務者　須藤フローデリスこと　スドウ　フローデリス　ベッチーナ
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９２３号
東京都江戸川区西葛西２丁目19―14―205
債務者　谷口　健児
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９２５号
神奈川県横浜市旭区上川井町258―２―104
債務者　松谷　奈苗
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９２６号
東京都板橋区常盤台３丁目28―12―403
債務者　段　　幹子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９２９号
埼玉県北本市大字下石戸上1920―46
債務者　亀山　敬司
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９３２号
東京都葛飾区東金町１丁目36―１―235
債務者　松本　滋男
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２４号
神奈川県海老名市東柏ケ谷５丁目15番20―506号
債務者　太田　利明
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４７号
横浜市鶴見区鶴見中央２丁目14―12　ライオンズマンション鶴見中央209号室、住民票上の住所横浜市保土ケ谷区岩崎町31番19号
債務者　藤江　　賢
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６５１号
横浜市港南区上大岡東２丁目４番４号
債務者　小泉　英二
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７１１号
横浜市港北区日吉本町４丁目２番38号　パルム日吉205号室
債務者　本田　泰之
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７９３号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北１丁目６番51号　マリンエース102
債務者　吉田　慎児
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８８７号
横浜市神奈川区大口仲町32―４　ロイヤル横浜305、住民票上の住所札幌市東区東苗穂９条３丁目４番５号
債務者　安樂友里恵
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９２６号
神奈川県海老名市杉久保北２丁目18番36号
債務者　前田　聖子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１００２号
神奈川県藤沢市辻堂５丁目17番21号
債務者　三ツ井ハツ子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０２０号
神奈川県海老名市中新田５丁目21番34号　テラスＡＯＫＩ・Ｂ棟
債務者　松島　歩美（旧姓江原）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０２４号
横浜市緑区長津田町2167番地５
債務者　高砂　晋介
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部